

沼津市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について

沼津市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 8 年 2 月 6 日提出

沼津市長 賴 重 秀 一

沼津市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

沼津市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（令和 7 年条例第 18 号）の一部を次のように改正する。

第 9 条の見出しを「（乳児等通園支援事業所の職員の一般的要件）」に改め、同条中「乳児等通園支援事業者」を「乳児等通園支援事業所」に改める。

第 10 条の見出し及び同条第 1 項中「乳児等通園支援事業者」を「乳児等通園支援事業所」に改める。

第 13 条の見出し中「防止」を「禁止」に改め、同条中「乳児等通園支援事業者」を「乳児等通園支援事業所」に改める。

第 16 条第 6 号中「乳児及び幼児の区分ごとの」を削り、同条第 7 号中「並びに」を「その他の」に改める。

第 18 条第 1 項中「乳児等通園支援事業者」を「乳児等通園支援事業所」に改める。

第 20 条第 3 項中「係る利用定員」を「係る利用定員（子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号）第 27 条第 1 項又は第 29 条第 1 項の確認において定める利用定員をいう。）」に改める。

第 22 条の次に次の 1 条を加える。

(設備及び職員の基準の特例)

第22条の2 子ども・子育て支援法第30条第1項第4号に規定する特例保育を行う事業者が、当該特例保育を行う事業所において一般型乳児等通園支援事業を行う場合には、前2条の規定は適用しない。

第26条後段を削る。

第27条中「職員」を「乳児等通園支援事業所の職員」に改める。

付 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

「提案理由」

乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、設備及び職員の基準の特例を設けるほか、所要の改正を行うものである。